

評価委員会設置運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択を支援することを目的として、福祉サービス第三者評価事業を円滑に実施するため「評価委員会（以下委員会という）を設置及び運営にあたって必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 委員会に於いては、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第三者評価の実施方法に関すること。
- (2) 第三者評価の決定に関すること。
- (3) 第三者評価結果の公表に関すること・
- (4) 第三者評価結果に関する苦情への対応に関すること。
- (5) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という）の福祉サービス第三者評価機関認証実施要領 第 1 条に規定する「第三者性を確保した評価委員会」の判断基準に基づき、別表 1 のとおり委員会を構成、組織する。

評価委員会は次の要件を満たすものとする。

- (1) 関係者は、委員会構成の二分の一未満とする。
なお、この場合、関係者とは、福祉サービス事業の経営者・役員・職員並びに福祉サービス事業のコンサル業に関わる者等をいう。
- (2) 評価機関の組織内の者は、委員会構成の二分の一未満とする。
- (3) 直接利害関係人である委員がいる場合は、その都度審議から外れるものとする。なお、この場合、直接利害関係人とは、過去 5 年以内に、評価対象事業所の経営者・役員・職員・利用者であった者、並びに職務として評価対象事業所と関係のあった者等をいう。

(委員の選任)

第 4 条 評価委員会の委員は、外部有識者を株式会社 R-CORPORATION が選任し、代表取締役が就任承諾書を持って締結し、委託する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員に欠員が生じたことによる補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることが出来る。

(委員長)

第 6 条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により決める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職を代理する。

(会議)

第 7 条 評価委員会は定数 3 名以上とし、委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員全員の出席で成立する。但し、止むを得ない事情により欠席する場合は、議事内容につき委員長に委任状を提出し一任するものとする。
- 3 委員長が必要と認めた時は、会議に委員以外の評価調査者の出席を求めて、意見を聞く事が出来る。

(報酬)

第 8 条 委員が会議その他の委員会の職務に従事した時は、別に定めるところによる報酬を支給する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもの他、委員会の運営に関して必要事項は、委員長が評価機関に諮って定める。

別表 1 評価決定委員会の委員名簿 (3 名)

職名・団体名
精神保健福祉士、介護支援専門員・知的障害者施設相談員・訪問介護事業者
臨床心理士、相談支援専門員・心理カウンセラー・クリニック勤務者
看護師、保健所相談員、産業カウンセラー

附則

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。